

株式会社コインパーク（特定事業者）
（駐車場事業を営む事業者）

- 1 個人又は資本金の額が3億円以下である事業者であって、駐車場施設を貸し付けるもの（以下「賃貸人」という。）と賃貸借契約を締結している。
- 2 賃貸人であって、駐車場施設の賃料を消費税を含む額で定めているもののうち、一部のもの（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を平成27年4月分まで支払った。
- 3 公正取引委員会が調査開始の連絡をした後、平成27年4月末日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件賃貸人との間で合意し、平成26年4月分に遡って当該引上げ分相当額を本件賃貸人に支払った。

本件賃貸人
（特定供給事業者 約400名）

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのな
いよう、自らの役
員及び従業員に本
勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特
別措置法の研修を
行うなど社内体制
の整備を行うこと

など